

熊本市こどもの権利サポートセンターについて

令和5年（2023年）11月
こども局 こどもの権利サポートセンター開設準備室

令和5年1月23日の「総合教育会議」にて、「こどもの権利サポートセンター（以下サポセン）」開設が市長より表明され、同年4月にこども局内に準備室が設置。同組織において、サポセン設置に向けた準備作業を実施中。

【参考】令和5年1月23日 総合教育会議資料の抜粋

学校の内外を問わず、こどもの人権・権利擁護にかかわるすべての事象・事案を対象とする新組織を市長事務部局に設置する。

【新組織の役割】

こどもの命を守るため、こどもの権利を擁護し、最善の利益を確保することを目的とし、これらに関する相談を受け、解決に向けて取り組む。

具体的には、学校の内外を問わず、こどもの人権にかかわる事象・事案が速やかに市長に報告される仕組みを作るとともに、学校や教育委員会への相談ルートとは別に相談ルート複線化し、気軽に相談できる体制を整備するとともに、市長の責任において、学校等で生じた事象・事案の解決に取り組む。

(1) 現状

- 児童虐待やいじめ認知件数等が増加傾向にある。
- ヤングケアラー、SNSトラブルなどの新たな事案が表出している。

 1人のこどもが複数の権利侵害を受けており、1つの支援策だけでは権利救済が困難。

(2) 課題

- 支援策ごとに複数の関係機関が存在（縦割り解消の必要性）
- 学校だけでは対応が難しい案件の存在（連携の必要性）

複雑化するこどもの権利侵害に関して、所管に関係なく総合的に相談を受け、ケースに応じた支援策をトータルコーディネートし、関係機関と連携して取り組む専門組織が必要。

3. こどもの権利サポートセンターの設置目的

総合計画
重点的取組

だれもが安心して子育てできる環境を整えるために、
社会全体でこどもたちの成長を支援します。

● こどもの権利サポートセンター設置目的

こどもの命を守り、こどもの権利を守るために、学校内外を問わず、
こどもの権利に係る相談を受け、事案の早期解決に取り組む。

基本方針	こども第一	<u>こどもの権利擁護を第一とし、こども自身の意見を最大限尊重する組織。</u>
	中立・公平性	行政・学校・保護者等から <u>中立・公平な立場</u> でこどもの権利を守る組織。
	迅速・専門性	こどもの権利侵害に対して、 <u>専門人材が早期に救済</u> を図る組織。

4月よりこども局内に「こどもホットライン」を設置し、こどもに係る相談等を受けていたが、**令和6年1月**に、「こどもの権利サポートセンター」を開設する。

【準備室・ホットライン人員体制 11/20現在】

単位：人

室長（課長級）	1
相談員（こどもホットライン）	5
ケースワーカー経験者	1
教職員経験者	4
事務（計画策定など）	3
合計	9

※本開設に向けた体制強化について検討中

【これまでの経緯】

※下記とは別に4月以降随時、教育委員会や福祉部署等と協議を実施しています。

R5年

R6年

1月 総合教育会議でサポセン設置方針を表明

4月 準備室/こどもホットライン設置
校長園長会に概要説明

6月 こども、保護者、教職員向けアンケート
設置方針に関する議会説明

7月 二役レク（設置方針決定）

9月 設置方針に関する議会説明

11月 校長園長会に概要説明

1月 サポセン本開設

- こどもの権利侵害に関するあらゆる相談通報を受ける。
- 支援策のコーディネートや直接支援によって権利救済を図る。
- 適宜進捗確認をすることで権利救済を徹底する。

市長事務部局

こども
関連部署

・こども局内
・児童相談所
・保健こども課
等

・連携対応
・施策提言

【こども局】

こどもの権利サポートセンター

【機能 1】 権利侵害把握

【機能 2】 専門職トータルコーディネート

【機能 3】 直接支援

【機能 4】 進捗確認

【機能 5】 広報・啓発

・いじめや体罰等への対応
・福祉事案への連携対応

・対応状況の共有
・重大事案の共有

教育委員会・学校

こどもホットラインでの相談受付

(1) 目的・対応

学校内外で生じたいじめや体罰、虐待、貧困等、こどもの人権・権利を侵害する事案について、こどもや保護者などからの相談を受けるために設置。

事案に応じて学校などの関係機関や関係者に対し、聴き取りやその後の調整、専門機関へのつなぎ、経過及び結果の把握などを行い、事案の解決に取り組む。

(2) 概要

○相談員・調査員：5名

○こども・保護者・まわりの人からの相談可。また匿名での相談可

○電話相談：☎070-3367-9330

(土日、祝日、年末年始を除く日の10時～18時)

○メール相談：✉kodomohotline@city.kumamoto.lg.jp

(24時間受付(夜間・休日等は翌営業日の対応))

○タブレット相談

○こども食堂等と連携したこどもを見守る体制の構築

**あなたの気持ちを受け止め、
どうしたらよいかを一緒に考えます**

学校や友達のこと
悩んでいる

まわりの人から
嫌なことをされている

家族のこと
悩んでいる

自分自身のこと
悩んでいる

こども本人や保護者、まわりの人などから、
「こどもの権利」に関する相談をお受けします
秘密は守ります。あなたやそのまわりの人の心や体、命に危険があるとき以外は、
あなたの同意なく、学校や保護者などに伝えることはありません。

こどもが、人間らしく、幸せに生きられ、
健康に成長するために必要なことは、
世界のどこに生まれてもおなじです。
それを「子どもの権利」と呼びます。
(日本ユニセフ協会ホームページから抜粋)

子どもの権利条約
～こどもにとって大切な4つの権利～
「生きる権利」「育つ権利」
「守られる権利」「参加する権利」

くまもと こどもホットライン

電話相談 ☎ **070-3367-9330**

※電話相談は、月曜から金曜(祝日・年末年始をのぞく)の午前10時から午後6時まで

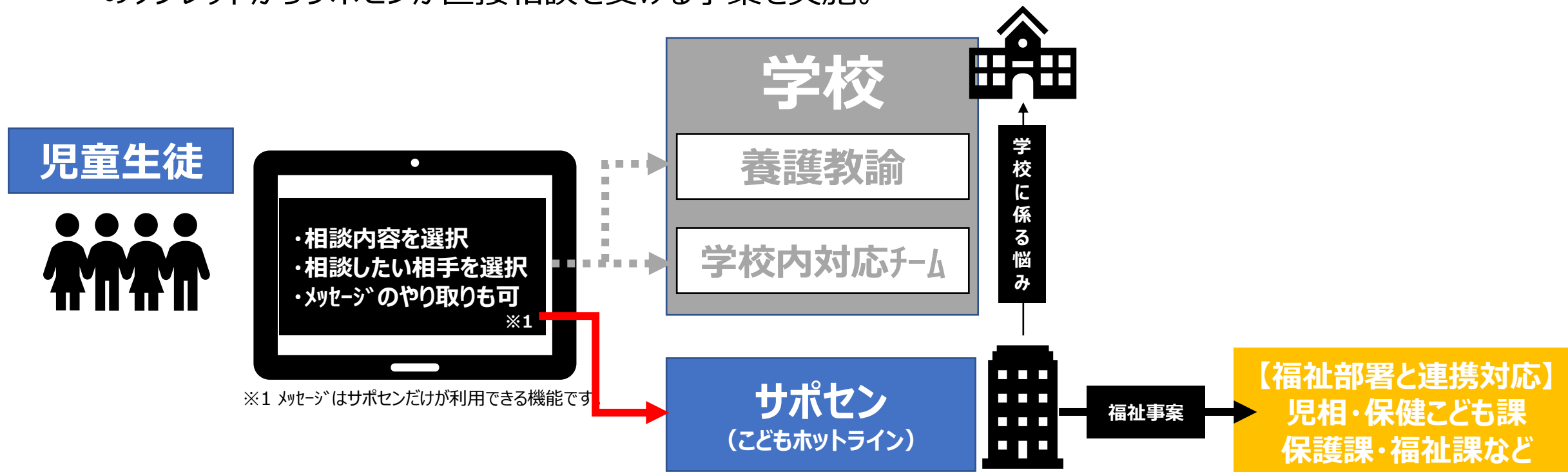
メール相談 ✉ kodomohotline@city.kumamoto.lg.jp

※メール相談は、24時間受付(夜間・休日などは翌平日の返信となります)

取組 1

児童生徒のタブレットを活用した相談受付（モデル実施）

株式会社Guardianの「kimino micata」システムを使用して、小中高 7 校をモデル校として児童生徒のタブレットからサポセンが直接相談を受ける事業を実施。

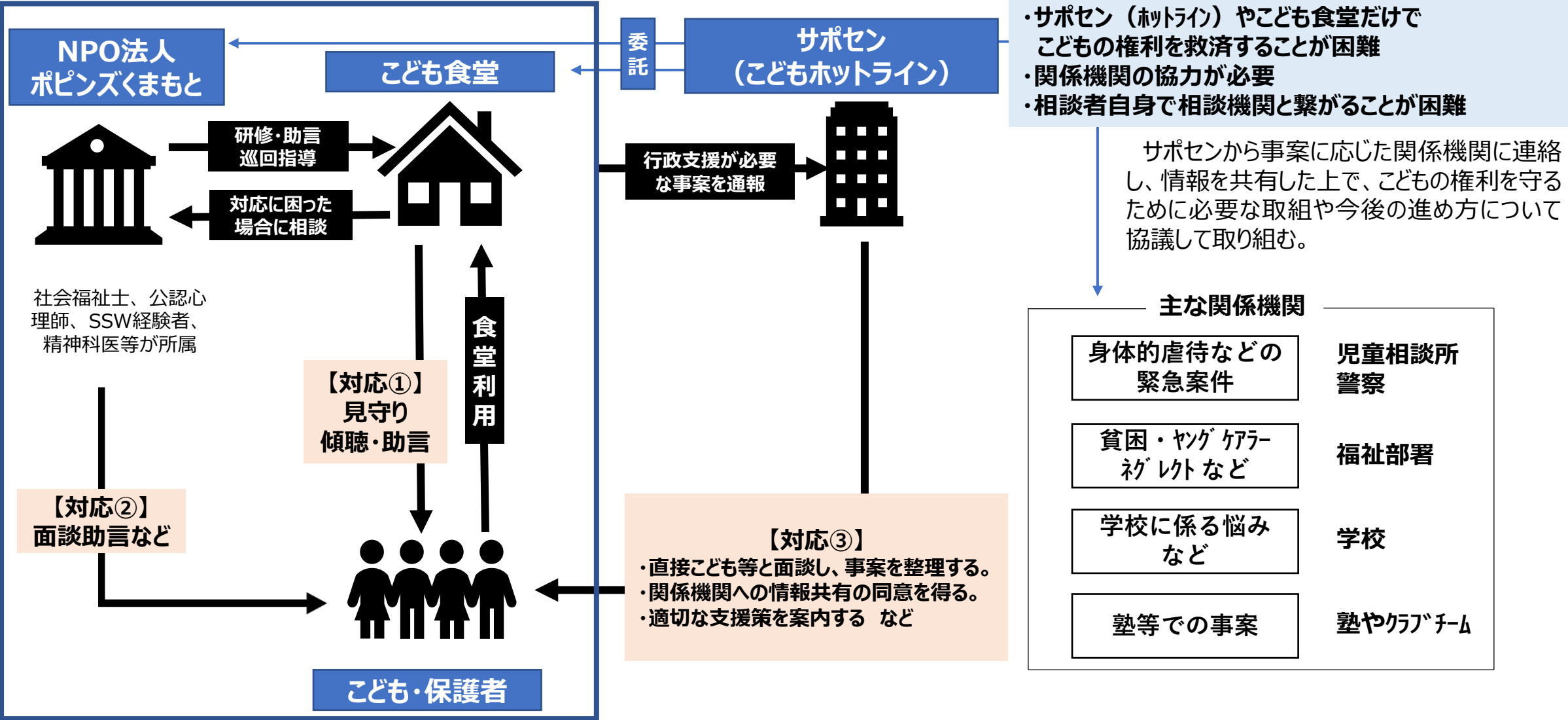


【メリット①】家族や学校以外にも、こども自身が気軽に相談ができる。

【メリット②】学校が福祉に関する相談を受けた場合でもサポセンと連携して対応できる。

取組 2

こども食堂等と連携したこどもを見守る体制の構築（モデル実施）

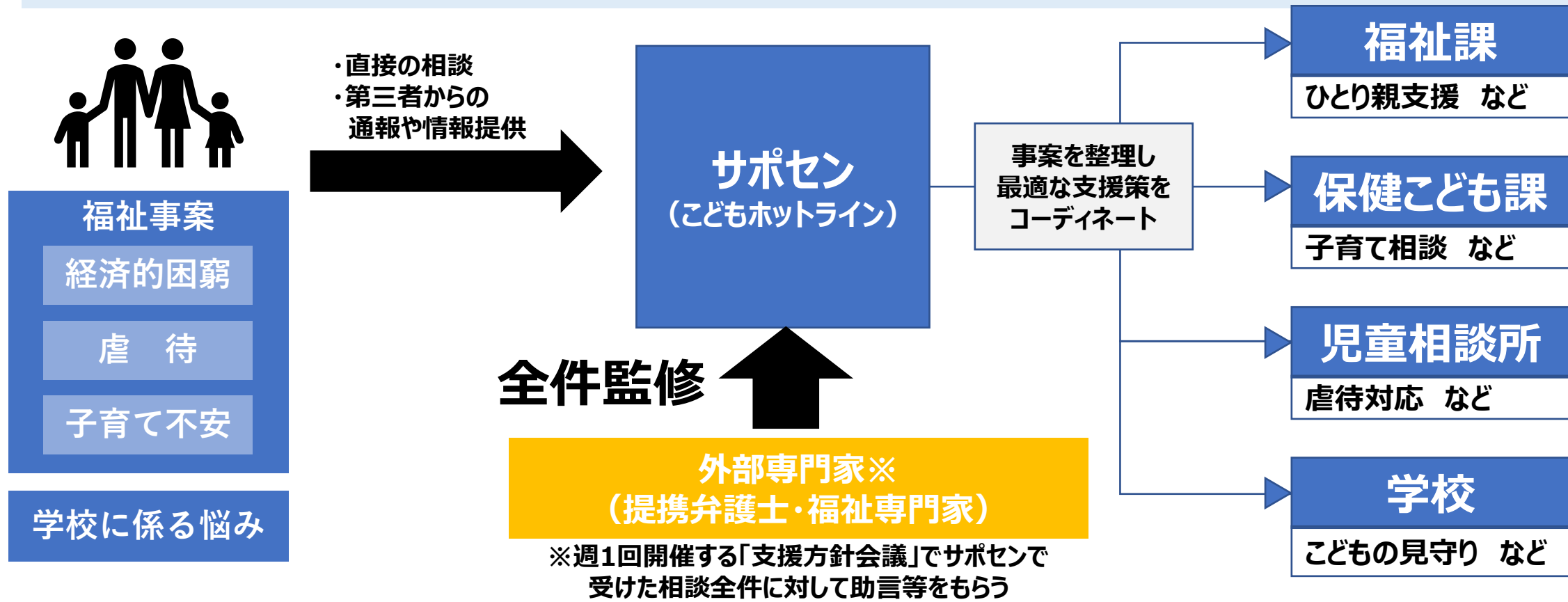


取組 3

弁護士等連携事業（専門職トータルコーディネート）

例えば、複数の権利侵害を受けている場合、最適かつ具体的な支援策をコーディネートし、関係機関と連携して対応する。

※以下図は、経済的困窮、虐待、子育て不安などの福祉事案や学校での悩みを持つ家庭をイメージした場合の簡易な支援事例として掲載しています。
サポセンは相談者や関係者から丁寧に話を聞き、相談者の状況を整理した上で「こどもを第一」に権利救済に必要な支援策を1事案ごとにコーディネートします。



サポセン（こどもホットライン）が学校に係る悩みの相談を受けた場合、こどもの権利は守られているかの視点から、学校でのこどもの様子や相談者の主張、関係者の話に相違がないかなどの事実確認を行うとともに、事案を正確に整理するために学校と情報を共有します。

こどもや保護者、先生などの関係者に丁寧に話を聞いた上で情報を整理し、その結果こどもの権利が侵害されていると判断した場合は、相談者やこどもの意向を踏まえて、権利救済に向けた必要な対応を行います。

※サポセンは相談者や関係者に話を聞いて、事案を整理します。

※対応を行う際には、その内容について相談者に同意を得た上で実施します。

サポセンはこどもの権利を守ることを第一として、学校や保護者などから中立・公平な立場で対応を行います。